大鳥小学校地域防災拠点の対象地域にお住いの方へ

~ペットの災害対策について~

大鳥小学校地域防災拠点では 避難所開設時に ペットを同行して避難することを認めています

拠点での災害時のペットの取扱いについては、「大鳥小学校地域防災拠点運営委員会」と「大鳥小拠点ペットの災害対策を考える会」とが連携して検討を行い、次のことを定めています。

- ①避難所開設時に、ペットを連れて避難してきた人を受け入れます。
- ②ペットの飼育場所は人のスペースとは分け、校庭の「動物飼育小屋」とします。
- ③ペットの飼育管理は、「大鳥小学校地域防災拠点災害時ペット対策五か条」 及び「大鳥小避難所飼い主の会運営マニュアル」に沿って実施します。



?なぜ災害時のペットの取扱いを決める必要があるのか? あらかじめ拠点でのペットの取扱いを定め、ルールに沿った 管理をしてもらうことで、発災時に起こる問題を最小限に するためです。

過去の大規模災害での事例

- 避難所でのペットの取扱いが決まっていなかったため、受け入れるかどうかで混乱が生じた。
- 避難所で受入れを断られる等で飼い主とはぐれたペットが繁殖して野生化してしまい、人への 危害や衛生面での問題が起こった。
- ペットとともに車で避難生活を送っていた人が、エコノミークラス症候群になり亡くなってしまった。
- ペットを連れて避難所に避難したが、他の避難者とトラブルになり避難所を出ざるを得なくなった。



ペットを飼育している方も 飼育していない方も 同じ避難所で安心して過ごせるよう 皆様のご協力をお願いします

大鳥小学校地域防災拠点運営委員会 大鳥小拠点ペットの災害対策を考える会 中区役所生活衛生課